

研究不正防止のための責任と権限

東京情報大学は、「公的研究費の管理・運営」及び「研究活動における不正行為の防止」を実施するため、「公的研究費の管理監査に関する規程」・「研究倫理規程」を定めて責任と権限について次のとおりとする。

公的研究費の管理・運営(公的研究費の管理・監査に関する規程)	研究活動における不正行為の防止(研究倫理規程)
<p><最高管理責任者> ・職名：学長 <責任と権限> 大学全体を統括し研究費の運営及び管理について、最終的な責任と権限を有する最高管理責任者を置く。最高責任者は、研究費の適正執行に関する基本方針を策定並びに周知するとともに、統括管理責任者が責任を持って研究費の運営及び管理に当たることができるように努める。</p>	<p><最高管理責任者> ・職名：学長 <責任と権限> 大学全体を統括し、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、最終的な責任と権限を有する最高管理責任者を置く。最高責任者は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する基本方針を策定並びに周知するとともに、公正な研究活動を推進するための体制整備に努める。</p>
<p><統括管理責任者> ・職名：総合情報学部長(学長の指名による) <責任と権限> 統括管理責任者は、最高責任者を補佐し研究費の運営及び管理について、本学全体を統括する責任と権限を有する。</p>	<p><統括管理責任者> ・職名：総合情報学部長(学長の指名による) <責任と権限> 本学に研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、本学全体を統括する権限と責任を有する統括管理責任者を置く。本学の公正な研究活動を推進するために適切な措置を講ずる。</p>
<p><コンプライアンス推進責任者> ・職名：学科長、総合研究所長、事務局長 <責任と権限> コンプライアンス推進責任者は、各部局における研究費の運営及び管理について責任と権限を有する。コンプライアンス推進責任者は、研究費の執行を担当する部局に対し研究費の使用状況等についてモニタリングを行い、必要に応じ当該結果を統括管理責任者に報告するとともに、不正防止計画及びコンプライアンスの推進を図る。</p>	<p><部局責任者> ・職名：学科長、総合研究所長、事務局長 <責任と権限> 部局責任者は、各部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任を有する。部局責任者は、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるとともに不正行為の通報及び相談に適切に対応する。</p>
	<p><研究倫理教育責任者> ・職名：総合情報学部長(統括管理責任者) <責任と権限> 本学における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置く。研究倫理教育責任者は、統括管理責任者をもってこれに充てる。本学に所属する研究者等に対し、研究倫理に関する教育を定期的に行う。</p>